

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新		旧	
愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例		愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例	
平成6年10月11日 条例第36号		平成6年10月11日 条例第36号	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
選挙区	議員数	選挙区	議員数
		<u>越智郡選挙区</u>	<u>3人</u>
上浮穴郡選挙区	1人	上浮穴郡選挙区	1人
伊予郡選挙区	2人	伊予郡選挙区	2人
喜多郡選挙区	1人	喜多郡選挙区	1人
西宇和郡選挙区	1人	西宇和郡選挙区	1人
北宇和郡選挙区	2人	北宇和郡選挙区	2人
南宇和郡選挙区	1人	南宇和郡選挙区	1人
<u>松山市選挙区</u>	<u>15人</u>	<u>松山市・温泉郡選挙区</u>	<u>14人</u>
<u>今治市・越智郡選挙区</u>	<u>7人</u>	<u>今治市選挙区</u>	<u>4人</u>
宇和島市選挙区	2人	宇和島市選挙区	2人
八幡浜市選挙区	1人	八幡浜市選挙区	1人
新居浜市選挙区	5人	新居浜市選挙区	5人
西条市選挙区	4人	西条市選挙区	4人
大洲市選挙区	1人	大洲市選挙区	1人
伊予市選挙区	1人	伊予市選挙区	1人
		<u>北条市選挙区</u>	<u>1人</u>
四国中央市選挙区	3人	四国中央市選挙区	3人
西予市選挙区	2人	西予市選挙区	2人
東温市選挙区	1人	東温市選挙区	1人

新	旧
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、次の一般選挙から施行する。 （愛媛県議会議員の選挙区及び議員配当数条例の廃止）</p> <p>2 愛媛県議会議員の選挙区及び議員配当数条例（昭和33年愛媛県条例第56号）は、廃止する。 （経過措置）</p> <p>3 この条例施行の際現に愛媛県議会議員の職にある者については、その任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。 （選挙区に関する特例）</p> <p>4 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「<u>合併特例法</u>」という。）第15条第1項の規定により、上浮穴郡及び喜多郡の区域に係る愛媛県議会議員の選挙区は、平成17年1月1日からその日に在任している愛媛県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区による。</p> <p>5 <u>合併特例法第15条第1項の規定により、大洲市及び喜多郡の区域に係る愛媛県議会議員の選挙区は、平成17年1月11日からその日に在任している愛媛県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区による。</u></p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、次の一般選挙から施行する。 （愛媛県議会議員の選挙区及び議員配当数条例の廃止）</p> <p>2 愛媛県議会議員の選挙区及び議員配当数条例（昭和33年愛媛県条例第56号）は、廃止する。 （経過措置）</p> <p>3 この条例施行の際現に愛媛県議会議員の職にある者については、その任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。</p>